

○密集市街地総合防災事業事務処理要領（平成 27 年 4 月 9 日 国都安第 8 号 国住市第 5 号 国土交通省都市局長・住宅局長通知）

改正後	改正前
最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> 国都安第 <u>237 号</u> 国住市第 <u>122 号</u>	<u>平成 29 年 3 月 31 日</u> 国都安第 <u>143 号</u> 国住市第 <u>127 号</u>
<p>第 1 章 密集市街地総合防災計画の策定等 （略） 第 1 ～ 第 5 （略）</p> <p>第 2 章 密集市街地総合防災事業補助金の交付申請等 （略） 第 6 ～ 第 1 5 （略）</p> <p>第 3 章 実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等 （略） 第 1 6 ～ 第 4 2 （略）</p> <p>附則 第 1 施行期日 この要領は平成 27 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>附則 第 1 施行期日 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 経過措置 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき作成した密集市街地総合防災計画については、なお従前の例による。</p> <p><u>附則</u> <u>第 1 施行期日</u> <u>この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 章 密集市街地総合防災計画の策定等 （略） 第 1 ～ 第 5 （略）</p> <p>第 2 章 密集市街地総合防災事業補助金の交付申請等 （略） 第 6 ～ 第 1 5 （略）</p> <p>第 3 章 実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等 （略） 第 1 6 ～ 第 4 2 （略）</p> <p>附則 第 1 施行期日 この要領は平成 27 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>附則 第 1 施行期日 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 経過措置 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき作成した密集市街地総合防災計画については、なお従前の例による。</p>

別表第1～別表第3 (略)  
別表第4

指導監督交付金の費目の区分及び内容

費目	細目	説明
人件費	給料 職員手当等 共済費	市町村に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び都道府県が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。
旅費	旅費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁費	報酬 職員手当等 共済費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、報酬（保険料を含む。）、職員手当等、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食料費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）、修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

別表第5（第38関係） (略)  
別記様式第1～別記様式第5 (略)  
参考様式第1～参考様式45 (略)

別表第1～別表第3 (略)  
別表第4

指導監督交付金の費目の区分及び内容

費目	細目	説明
人件費	給料 職員手当 共済費	市町村に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び都道府県が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。
旅費	旅費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁費	賃金 共済費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、賃金（保険料を含む。）、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食料費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）、修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

別表第5（第38関係） (略)  
別記様式第1～別記様式第5 (略)  
参考様式第1～参考様式45 (略)